

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務手数料規程

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程」に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施するグリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の適合審査手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 規程第11条に規定する手数料は、申請一件につき、別表に掲げる額とする。

2 センターは、同一仕様で適合審査業務を効率的に実施できると判断したときは、前項に定める額から3,000円を上限として、減額することができる。

(手数料の支払方法)

第3条 依頼者は、手数料を現金又は銀行振り込みにより支払うものとする。

(手数料の返還)

第4条 収納した手数料は、原則として返還しない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は令和3年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は令和3年6月1日より施行する。

別表 グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務手数料

【当初】

(税込み、単位：円)

申請戸数区分(※1)	当センターで確認済証交付の場合			左欄以外の場合		
	評価書等(※2)添付のある場合			評価書等(※2)添付のある場合		
	評価書等A(※3)	評価書等B(※4)		評価書等A(※3)	評価書等B(※4)	
1戸(併用住宅を含む。)	30,000	21,000	10,000	33,000	23,000	12,000
2～5戸	58,000	41,000	20,000	61,000	43,000	21,000
6～10戸	76,000	53,000	27,000	80,000	56,000	28,000
11～25戸	121,000	85,000	42,000	126,000	88,000	44,000
26～50戸	162,000	113,000	57,000	176,000	123,000	62,000
51戸以上	見積もり	見積もり		見積もり	見積もり	

注意：非住宅建築物を含む共同住宅等の手数料は証明基準の種類、建築物の戸数、延床面積等を勘案して、別途見積もりとします。

【計画の変更】

(税込み、単位：円)

申請戸数区分(※1)	当センターで確認済証交付の場合			左欄以外の場合		
	評価書等(※2)添付のある場合			評価書等(※2)添付のある場合		
	評価書等A(※3)	評価書等B(※4)		評価書等A(※3)	評価書等B(※4)	
1戸(併用住宅を含む。)	15,000	10,000	5,000	16,000	11,000	6,000
2～5戸	29,000	20,000	10,000	30,000	21,000	10,000
6～10戸	38,000	27,000	13,000	40,000	28,000	14,000
11～25戸	60,000	42,000	21,000	63,000	44,000	22,000
26～50戸	81,000	57,000	28,000	88,000	62,000	31,000
51戸以上	見積もり	見積もり		見積もり	見積もり	

注意：①【計画の変更】の手数料は、当センターで「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」を発行したものに適用します。当センター以外の機関で証明書を発行したものの計画の変更の手数料は、【当初】の手数料を適用します。

②非住宅建築物を含む共同住宅等の手数料は証明基準の種類、建築物の戸数、延床面積等を勘案して、別途見積もりとします。

【証明書の再発行】

再発行	1回で1住戸につき、3,000円(税込み)
-----	-----------------------

※1 申請戸数区分とは、申請する住宅1棟における対象住宅証明書の発行依頼戸数の区分です。

※2 評価書等とは、「断熱等性能等級4」又は「一次エネルギー消費量等級4以上」が確認できる次の書類です。

① 設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、BELS評価書、フラット3S適合証明書、すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書、贈与税の非課税措置の住宅証明書、低炭素建築物新築等計画認定通知書など

② 住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書又は特別評価方法認定書その他の認定書

※3 評価書等Aとは、上記※1の評価書等のうち、「断熱等性能等級4」又は「一次エネルギー消費量等級4以上」のどちらかのみ確認できるものです。

※4 評価書等Bとは、上記※1の評価書等のうち、「断熱等性能等級4」及び「一次エネルギー消費量等級4以上」の両方が確認できるものです。

参考資料 評価書等の例

表1 <注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入の場合>

評価書等	対象となる条件等
①設計住宅性能評価書	断熱等性能等級4、又は一次エネルギー消費量等級4以上
②建設住宅性能評価書	
③BELS 評価書（外皮基準について「適合」と表示されたもの）	基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準
④BELS 評価書（一次エネルギー消費量について「適合」と表示されたもの）	基準省令第1条第1項第2号イロに規定する一次エネルギー消費量の基準
⑤フラット35S適合証明書（金利Bプランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書（令和2年12月以前に設計検査の申請をしたものに限る）	省エネルギー性は断熱等性能等級4、又は一次エネルギー消費量等級4以上
⑥フラット35S適合証明書（金利Aプランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級5以上
⑦すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上の基準を満たすもの）	省エネルギー性は断熱等性能等級4、又は一次エネルギー消費量等級4以上
⑧贈与税の非課税措置の住宅性能証明書（断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上の基準を満たすもの）	

表2 <賃貸住宅の新築の場合>

評価書等（住棟又は全住戸が評価書を取得している場合）	対象となる条件等
①設計住宅性能評価書※1（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4を取得しているもの）	当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ（1）に規定する外皮性能の基準に適合すること
②建設住宅性能評価書（仕様基準の場合を除く）（断熱等性能等級4を取得しているもの）	
③設計住宅性能評価書（一次エネルギー消費量等級5を取得しているもの）	当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること
④建設住宅性能評価書（一次エネルギー消費量等級5を取得しているもの）	
⑤BELS 評価書※1（外皮基準について「適合」と表示されたもの）	当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ（1）に規定する外皮性能の基準に適合すること
⑥BELS 評価書（☆3つ以上）	当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること
⑦低炭素建築物新築等計画認定通知書	当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ（1）に規定する外皮性能の基準に適合し、かつ、当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること

※1 仕様基準の場合を除く